

事例 6 その 2)

—コンサルティング兼業—

(兼業と公的便宜の使用)

『加田教授は若いがんのバイオテクノロジー研究の大家で多くの企業からコンサルタント就任を依頼されたが、報酬の最も高いオンコ社のコンサルタントに就任した。同教授の大学では内規として時給 27,000 円以上であれば学内の審議が必要と定められていた。同教授は煩わしかったので審議の要らない範囲内の報酬で、週 10 時間、勤務時間外に兼業を行った。コンサルタント収入は年間約 1,000 万円ではほぼ本俸と同額になった。オンコ社は別途、加田教授に年間 2,000 万円の奨学寄附金を提供した。加田教授の研究室は活気に溢れ、国際的にも優れた教育・研究環境が醸成されていた。』

大学と TLO 関係者への質問 = 産業界への質問

Q6-2. 本務と兼業に、教員が時間や学内で提供される各種便宜(備品や通信手段など)を区分して使うことは難しい面があると思いますが、どのように対処すればいいでしょうか

選択肢-1 教員の裁量で判断すればいい

選択肢-2 ルール化を検討すべきである

選択肢-3 その他

大学関係者（事例6-その2）

事例6 (その2)

整理番号	回答者		細田教授の選択			事例6 (その2) : コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員量の裁量	ルール化	その他		
1-1	助手	教育・研究	教員の裁量			区別がむずかしい。	
1-2	副学長	管理		ルール化		しかし、本務と兼業の線引きは困難ではないのか。	
1-3	教授	教育・研究		ルール化			
1-4	部長長等の僚	管理	教員の裁量				
1-5	助教授	コーディネーション		ルール化		教員が判断するにせよ、やはり他者性が必要であると考えられる。	
2-1	教授	教育・研究		ルール化			
2-2	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
2-3	部長長等の僚	管理			その他	(教員の裁量)でもよいが、モラルが保たれるか。	
3-1	助教授	コーディネーション		ルール化		現在コンサルティング業務が多くなく、各大学であまり例がないのでルール化がやはり必要かもしれない。あまりまだないので前例として理解に及ばない面もある。	
4-1	副学長	管理	教員の裁量				
5-1	部長長等の僚	管理	教員の裁量			区分することはむづかしいと思われる。	
5-2	助教授	コーディネーション	教員の裁量			元来大学の教員には高いモラルが求められている。ルールを設けて規制できるとは考え難い。基本的ルールは必要。	大学教員のモラルとの関係
5-3	部長長等の僚	管理		ルール化			
5-4	部長長等の僚	教育・研究	教員の裁量				
5-5	教授	教育・研究		ルール化			
6-1	教授	教育・研究	教員の裁量			細部にわたるルール作りは各種便宜において非効率差や不便さを生ずるため、かえって定めない方がよい。しかし、予算の大枠に関するルール作りは必要であろう。	
7-1	部長長等の僚	教育・研究		ルール化		ルール化は必須である。	
7-2	助教授	コーディネーション		ルール化			
7-3	教授	教育・研究		ルール化		ルールを検討すべきである。	
7-4	部長長等の僚	管理		ルール化			
8-1	副学長	管理		ルール化			
8-2	助教授	コーディネーション	教員の裁量			ルール化してもそれを管理するシステムがないのであれば、教官の良識にゆだねる他方法がないように思われる。この問題については、評価委員会等を作っても、社会的に問題になるまで規制は難しいと考えられる。	実施上の困難さを指摘
8-3	研究協力部/部課長	研究協力事務	教員の裁量				
8-4	教授	教育・研究		ルール化		裁量が善意で実行されることを前提としているが、悪意が予想されるならばルール化も必要となる。	
8-5	部長長等の僚	管理		ルール化			
8-6	教授	教育・研究	教員の裁量			あまり細かいルールを設けると実際のでない。しかし、ルールにならない様に公開主義(相互監視)で行えばよい。	

事例6 (その2)

整理番号	回答者		細田教授の選択			事例6 (その2) : コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員量の裁量	ルール化	その他		
6-7	教授	教育・研究		ルール化			
6-8	学長	管理	教員の裁量			本人の常識による。	
6-9	教授	教育・研究		ルール化			
9-1	副学長	管理	教員の裁量				
9-2	副学長	管理		ルール化		個人レベルで適切に判断し正しい行動をとれるかどうか、きわめてむづかしい。	
10-1	部長長等の僚	管理		ルール化		全てのケースを網羅するようなルールは不可能であろうが、きっちりとしたルールの制定を考えるべきであろう。兼業のための備品や通信手段は専用のものを用意することも考える	
10-2	助教授	コーディネーション	教員の裁量			倫理の徹底	
10-3	部長長等の僚	管理	教員の裁量			倫理の徹底	
10-4	教授	教育・研究	教員の裁量			学者の良心に従って決定し、すべてを透明にする。もし悪いことをしたら通常刑法で裁く。	学者の良心の透明性
10-5	教授	教育・研究	教員の裁量				
10-6	教授	教育・研究	教員の裁量				
10-7	部長長等の僚	管理	教員の裁量			倫理を徹底する。	
10-8	教授	教育・研究		ルール化		本業と兼業の二つ以上の身分がある場合は、使い分けのべきである。	
10-9	教授	技術移転業務		ルール化		明確な線引きは難しいと思われるので、アメリカのような20%ルールを作り、それ以外は本務に専念するといった規定が必要であろう。	勤務時間内の兼業の問題点を指摘
10-10	助教授	教育・研究		ルール化		ルール化は必要であるが、ここの細かに案件毎に本省決定になるようでは、スピードが出ない。ガイドラインを産官学で策定し、運用決定は大学が行う形式か。大学間のレベル合わせは必要だろうが、大学サイドで決定できるルールが必要。	
11-1	副学長	管理		ルール化			
12-1	部長長等の僚	教育・研究		ルール化			
12-2	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
12-3	副学長	管理		ルール化			
12-4	助教授	コーディネーション	教員の裁量				
12-5	学長	管理		ルール化		奨学寄附金、共同研究、委託研究等については問題と思われるが、兼業との関係で研究実施とその成果利用についてルール作りが必要。	
13-1	副学長	管理		ルール化			
13-2	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
13-3	教授	教育・研究		ルール化			
13-4	副学長	管理		ルール化			

事例6 (その2)

整理番号	回答者		編田教授の選択			事例6 (その2) : コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する 兼業と公的便宜使用の関係についてどう考えるか等に 関連したコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員数の裁量	ルール化	その他		
13-5	部長等の長	教育・研究	教員の裁量			判断できない教官は大学教官として失格である。	
13-6	部長等の長	管理		ルール化		教員の裁量(良識)を明文化(ルール化)する必要がある時代になったのではないか。	
13-7	教授	教育・研究		ルール化			
13-8	部長等の長	管理		ルール化			
14-1	教授	教育・研究	教員の裁量			ルールを作って解決できるような問題ではない。	
14-2	教授	管理		ルール化			
14-3	部長等の長	管理		ルール化			
14-4	部長等の長	教育・研究		ルール化		ルールをつくる必要あり。	
14-5	教授	教育・研究		ルール化			
15-1	副学長	管理		ルール化		いろんな種類の兼業があり判断が難しいのでルールがあったほうがよい。	
16-1	助手	コーディネーション		ルール化		明確なルールにより制約が大きくなるデメリットはあるものの、「ここまでは許される」というルールがある方が、却って安心して動きやすく、そのメリットのほうが大きいと思	
16-2	助教授	技術移転業務		ルール化			
16-3	教授	教育・研究		ルール化			
16-4	部長等の長	管理	教員の裁量				
16-5	教授	教育・研究		ルール化			
16-6	部長等の長	教育・研究		ルール化			
16-7	教授	教育・研究		ルール化		ルールの明確化が必要である。明確化が難しいということで手抜きしてはいけない。	
16-8	助教授	教育・研究		ルール化			
17-1	部長等の長	教育・研究				勤務時間などを含めたルールが必要であろう。	
17-2	副学長	管理		ルール化			
19-1	部長等の長	管理		ルール化			
19-2	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
19-3	学長	管理		ルール化			
19-4	部長等の長	管理		ルール化			
20-1	学長	管理	教員の裁量			不正を前提にしてそれを防ぐような厳しいルールは、知的活動を制限することになって有効ではない。ルールを作るとしても極めて緩やかにするべきで、それならば作らないほうがベターと思う。各人の常識の範囲で自由にすべきである。	
20-2	副学長	管理	教員の裁量			不正を前提にしてそれを防ぐような厳しいルールは、知的活動を制限することになって有効ではない。ルールを作るとしても極めて緩やかにするべきで、それならば作らないほうがベターと思う。各人の常識の範囲で自由にすべきである。	

事例6 (その2)

整理番号	回答者		編田教授の選択			事例6 (その2) : コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する 兼業と公的便宜使用の関係についてどう考えるか等に 関連したコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員数の裁量	ルール化	その他		
20-3	助手	教育・研究		ルール化		ルール化は必要だが、本務、兼業とも効率の低下をきたさないように、ルールは最小限にとどめた方がよいと思う。	
20-4	部長等の長	管理		ルール化			
21-1	副学長	管理					
21-2	副学長	管理		ルール化		何らかの形で費用を徴収すべき。	
22-1	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
22-2	副学長	管理		ルール化			
22-3	副学長	管理		ルール化		教員の裁量ではルーズになる。ルール化は必要。	
24-1	助教授	コーディネーション		ルール化			
24-2	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
24-3	教授	コーディネーション			その他	教員の裁量だけではだめで、ルール化とあわせて規制すべきである。	
24-4	教授	教育・研究		ルール化			
24-5	部長等の長	管理		ルール化			
24-6	学長	管理		ルール化			
25-1	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
25-2	副学長	管理			その他	公的利益に資するコンサルティングに限定して公的便宜を図	
25-3	助教授	技術移転業務		ルール化			
25-4	部長等の長	管理		ルール化			
26-1	教授	教育・研究		ルール化		良心的ルールが必要。	
26-2	部長等の長	管理		ルール化			
26-3	部長等の長	教育・研究		ルール化			
26-4	部長等の長	管理					
26-5	助教授	コーディネーション		ルール化			
27-1	教授	教育・研究	教員の裁量				
27-2	教授	教育・研究	教員の裁量				
27-3	部長等の長	管理		ルール化			
27-4	部長等の長	管理		ルール化			
27-5	研究協力部/課・産学連携担当	研究協力事務	教員の裁量			ルール化は現実的でないので、各教官に意識を持って行動してもらいように周知する。	
28-1	副学長	教育・研究		ルール化			
28-2	助教授	コーディネーション		ルール化			

事例6 (その2)

整理番号	回答者		編田教授の選択			事例6 (その2) : コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する 兼業と公的便宜使用の関係についてどう考えるか等に 関連したコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員量の裁量	ルール化	その他		
28-3	学長	管理					
28-4	副学長	管理		ルール化		本務と兼業は多くの面で区分しにくいところがある。	
28-5	教授	教育・研究		ルール化			
29-1	部長等の長	教育・研究	教員量の裁量				
29-2	教授	教育・研究		ルール化			
29-3	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化		ルールがあった方が行いやすく、知的ポテンシャルの社会還元のはずみになる。	
29-4	部長等の長	教育・研究		ルール化			
29-5	部長等の長	管理		ルール化			
29-6	副学長	管理		ルール化		一定のルールで行うべき。研究者と大学の双方の利益となる。	
29-7	部長等の長	管理		ルール化			
29-8	教授	教育・研究		ルール化		基本的ルールを整備すべきである。教授の裁量には幅があり、判断に委ねることは困難。	
29-9	教授	教育・研究		ルール化		ガイドラインを作るべきであるが、細くなり過ぎるのは良くない。	
31-1	教授	コーディネーション	教員量の裁量			少なくともこの点だけはキチンとしたルールを作ってみるべき。これはむしろ当然すぎる事では無いが。	
31-2	助手	教育・研究		ルール化			
31-3	助教授	教育・研究		ルール化		明らかな不正行為も現状では見逃されてしまう。何が良くて何が悪いかを明文化すべき。倫理則だけでは対応不可能。	
31-4	教授	教育・研究	教員量の裁量				
31-5	教授	教育・研究		ルール化			
31-6	助手	教育・研究		ルール化		とまどっている時間が無駄なので早急にルールを作るべき。	
31-7	教授	教育・研究		ルール化			
31-8	教授	教育・研究		ルール化			
31-9	助手	教育・研究			その他	区別が難しい場合が想定できない。学内で兼業をすることは妥当ではない。	
31-10	助手	教育・研究		ルール化			
31-11	教授	教育・研究	教員量の裁量				
31-12	教授	教育・研究		ルール化			
31-13	助手	教育・研究		ルール化			
31-14	助教授	教育・研究	教員量の裁量				
31-15	助手	教育・研究			その他	必要最小限のルールを定めては如何でしょうか?	
31-16	助教授	教育・研究	教員量の裁量				
31-17	教授	教育・研究	教員量の裁量				

事例6 (その2)

整理番号	回答者		編田教授の選択			事例6 (その2) : コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する 兼業と公的便宜使用の関係についてどう考えるか等に 関連したコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員量の裁量	ルール化	その他		
31-18	教授	教育・研究	教員量の裁量				
31-19	教授	教育・研究		ルール化			
31-20	助教授	教育・研究			その他	意識教育を徹底したうえで裁量にまかせるべきである。	
31-21	教授	教育・研究	教員量の裁量				
31-22	教授	教育・研究	教員量の裁量				
31-23	教授	教育・研究		ルール化			
31-24	教授	教育・研究		ルール化			
31-25	助教授	教育・研究		ルール化			
31-26	助手	教育・研究		ルール化		教員の裁量判断だと、客観的にみられないことも出てきてしまうと思われるため、ルール化は不可欠であると考ええる。	
31-27	助教授	教育・研究	教員量の裁量				
31-28	助手	教育・研究		ルール化			
31-29	教授	教育・研究		ルール化			
31-30	教授	教育・研究		ルール化			
31-31	教授	教育・研究		ルール化			
31-32	助手	教育・研究		ルール化			
31-33	助教授	教育・研究	教員量の裁量			研究上の利便性を重視して教官の判断で行うのが能率が上がると思います。	
31-34	教授	教育・研究		ルール化			
31-35	助手	教育・研究		ルール化		ガイドライン的なものが必要だろう。	
31-36	助手	教育・研究		ルール化			
31-37	教授	教育・研究		ルール化		一定割合の間接費の納入などを検討すべきである。	解決策の一つか
31-38	助教授	教育・研究		ルール化			
31-39	助教授	教育・研究		ルール化			
31-40	助教授	教育・研究		ルール化			
31-41	助教授	教育・研究		ルール化			
31-42	部長等の長	管理		ルール化			
31-43	教授	教育・研究		ルール化			
31-44	助手	教育・研究		ルール化		物差しで線を引いて区切れるようなものではないので、ルール化は難しいと考えられるが、すべて裁量に任せるといっわけにはいかないと思う。	
31-45	助教授	教育・研究	教員量の裁量				

事例6 (その2)

整理番号	回答者		織田教授の選択			事例6 (その2) : コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員量の	ルール化	その他		
31-46	助手	教育・研究		ルール化			
32-1	副学長	管理		ルール化			
32-2	部長等の長	管理		ルール化			
32-3	部長等の長	管理			その他	兼業収入の一定割合を大学に寄附する制度などが考えられる。	解決策の一つ
33-1	助教授	コーディネーション		ルール化			
33-2	副学長	管理		ルール化		ルールを決めるのはかなりむずかしいと思われるが、それにもとづいて行うのであればよい。	
34-1	助教授	コーディネーション	教員の裁量				
34-2	教授	教育・研究		ルール化		ルール化が必要です。	
35-1	助教授	教育・研究		ルール化		ある程度ルール化すべきだが、フレキシブルに対応できる余地も残しておくべき。	
37-1	副学長	管理		ルール化		例えば5% (これは便宜的数字) は大学全体の研究費・運営資金に入れるなどのルールが必要であろう。	解決策の提案
38-1	助手	教育・研究		ルール化		特に物品 (備品・通信手段) に関して、両者を厳密に区分して使うことは、現時点では技術的にも全く問題ないと考えら	
38-2	助教授	コーディネーション		ルール化			
38-3	助手	教育・研究	教員の裁量			複雑にシステム化することでの能率の低下は避けるべきである	
38-4	部長等の長	管理	教員の裁量			兼業を認めた以上は教員の裁量で判断することである。	
38-5	助教授	コーディネーション		ルール化		研究成果を個人名義で出版し印税を得る場合と同様、本務と兼業を詳細に渡って区分するのは困難である。しかし、本務におけるノルマや業務内容を明確にし、かつ本務の達成度を明確に管理した上で、明白かつ客観的に本業と兼業の混同が見られるような場合 (例えば、兼業用に大学の便箋を大量に使っていることが判明するケース) に厳格に処分するというルールが徹底できれば、こうした問題は防止できると思う。枝葉末節的でこと細かすぎるルール、手続は設けるべきではない。	個人出版と同類であるとの指摘
38-6	学長	管理	教員の裁量			教員の裁量で判断しようという前提で兼業を許可している。	
38-7	部長等の長	管理		ルール化			
38-8	教授	教育・研究			その他	一定率のoverhead costをとればよい。	解決策の一つ
38-9	部長等の長	管理		ルール化			
38-10	教授	教育・研究		ルール化		最終的にはスタンフォード大学の事例のように、すべての権利を一義的に大学に帰属させるのが良い。	
38-11	教授	教育・研究		ルール化			
38-12	副学長	管理		ルール化			
38-13	助手	教育・研究		ルール化			
38-14	副学長	管理		ルール化			

事例6 (その2)

整理番号	回答者		織田教授の選択			事例6 (その2) : コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員量の	ルール化	その他		
39-1	副学長	教育・研究		ルール化			
39-2	部長等の長	管理	教員の裁量				
39-3	教授	教育・研究		ルール化		うまく分けることができればbetter!	
39-4	助教授	教育・研究		ルール化		区別は不可能なので、報告義務、情報公開、外部チェック等を果たした上で認めるほうが良い。	
39-5	教授	教育・研究		ルール化			
39-6	部長等の長	管理		ルール化			
39-7	部長等の長	管理	教員の裁量				
40-1	教授	技術移転業務		ルール化			
40-2	副学長	管理					
40-3	部長等の長	教育・研究	教員の裁量				
40-4	教授	教育・研究	教員の裁量			線引きは難しく、ルールが厳しすぎて成果が得られなくなることが最大の課題である。	実効面での問題を指摘
40-5	助教授	管理	教員の裁量				
40-6	部長等の長	管理	教員の裁量			本務と兼業との時間配分を本当にチェックするのは難しい。	時間も同類
40-7	部長等の長	管理			その他	ルール化ができればよいのだが、困難と思われる。報酬の一部を各種便宜費として徴収するシステムを構築 (間接経費に	
40-8	学長	管理			その他	06-1とも関連するが、コンサルティング事業は受託研究等と異なり、コンサルティング料以外のいかなる便宜供与も受けるべきではなく、この点を明確化する事が必要と考える。	
40-9	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化		研究成果活用事業。兼業の場合は特に必要と思う。	
40-10	部長等の長	管理		ルール化		基本的にはルール化すべきと考える。	
40-11	副学長	管理		ルール化			
40-12	部長等の長	管理		ルール化			
40-13	助手	教育・研究		ルール化			
40-14	教授	コーディネーション		ルール化			
41-1	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
41-2	助教授	コーディネーション		ルール化		専用の別オフィスを設けて実施するしか分類は困難である。	実施可能だろうか
41-3	副学長	管理		ルール化			
42-1	助教授	教育・研究		ルール化			
42-2	教授	教育・研究		ルール化		上と同様です。妥当なルールを定めるべきでしょう。このことは決してコンサルティング兼業を否定するものではなく、むしろ適正な発展を促すことにもなるでしょう。	

事例6 (その2)

整理番号	回答者		編田教授の選択			事例6 (その2) : コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する 兼業と公的便宜使用の関係についてどう考えるか等に 関連したコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員量の	ルール化	その他		
42-3	教授	教育・研究		ルール化		備品や通信の振分けは比較的やさしいが、時間の配分については頭脳活動に関連してルール化は困難であろう。	
42-4	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
43-1	教授	教育・研究		ルール化		学問領域に依存すると考えられるが、ルール化は必要であろう。	
43-2	部長等の長	教育・研究			その他	時代によって考え方を要するべきである。現在には大学人が産業の活性化に寄与すべき時代なので、規制はしないほうが良い。産業が活性化すれば規制も必要である。	現実論
43-3	学長	管理		ルール化			
43-4	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化		ルールを定める必要があるが、実施の確認に難しい面がある。	実体を言い当てているように思える
44-1	学長	管理		ルール化			
44-2	教授	教育・研究		ルール化			
44-3	教授	コーディネイション		ルール化			
44-4	部長等の長	教育・研究		ルール化			
44-5	部長等の長	教育・研究		ルール化			
44-6	副学長	管理		ルール化			
44-7	部長等の長	管理		ルール化			
44-8	教授	教育・研究		ルール化			
44-9	部長等の長	管理		ルール化		法人化を機に制度的見直しをルール作りを図るべきである。	法人化とリンクさせ検討を示唆
44-10	研究協力部/部課長	研究協力事務	教員の裁量			性善説的ではなるが、各々の制度のルール内で活動している以上「倫理法」に抵触しない範囲で許容されると考える。	
44-11	部長等の長	管理		ルール化			
45-1	教授	教育・研究	教員の裁量				
45-2	助教授	教育・研究		ルール化			
45-3	部長等の長	管理	教員の裁量				
45-4	教授	教育・研究		ルール化			
45-5	副学長	管理	教員の裁量				
47-1	教授	教育・研究		ルール化			
47-2	部長等の長	管理		ルール化			
48-1	部長等の長	管理	教員の裁量				
48-2	学長	管理	教員の裁量			個人の判断(適正な)に任せるので良いと思う。	
48-3	副学長	管理		ルール化		オーバーヘッドの考え方を導入すべき。奨学金等と給与の一部を大学に提供するというの、その一つの考え方である。	解決策の一つ

事例6 (その2)

整理番号	回答者		編田教授の選択			事例6 (その2) : コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する 兼業と公的便宜使用の関係についてどう考えるか等に 関連したコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員量の	ルール化	その他		
48-4	副学長	管理		ルール化			
48-5	研究協力部/部課長	研究協力事務	教員の裁量				
48-6	部長等の長	管理	教員の裁量			常識の問題と考える。	
48-7	教授	教育・研究		ルール化		大学の備品、委託品、消耗品は使用しない。業務の時間を決める。その二者のみ決めればよい。	
48-8	部長等の長	管理		ルール化			
48-9	部長等の長	コーディネイション	教員の裁量			良識の範囲でよい。06-1のような(多額の兼業収入を得る)教員が1/2を超えたところでルールを作ればよい。	兼業収入との関係で決める提案
48-10	助教授	コーディネイション		ルール化			
48-11	副学長	管理		ルール化			
48-2	教授	教育・研究	教員の裁量				
50-1	助教授	コーディネイション		ルール化		ルール化して、結果をオープンにすべきである。疑義が生じること自体が問題であるという認識が必要であり、利益相反防止については、徹底したルール化とそれを確認する内部監査と監査結果の開示のシステム化が必要条件と考える。	
51-1	副学長	管理		ルール化			
51-2	助教授	コーディネイション		ルール化		大学として兼業を引き受け一部を大学、一部を本人に渡すなどのルールを作ってはどうか。	
51-3	部長等の長	管理		ルール化			
51-4	教授	コーディネイション	教員の裁量				
52-1	副学長	管理	教員の裁量				
52-2	講師	コーディネイション		ルール化			
53-1	助教授	教育・研究		ルール化			
53-2	その他	教育・研究		ルール化			
53-3	研究協力部/部課長	研究協力事務	教員の裁量				
53-4	部長等の長	管理					
53-5	学長	管理		ルール化			
53-6	部長等の長	管理		ルール化		ぜひルール化すべきである。	
53-7	副学長	管理		ルール化		出来るだけルールを設けるべき。最初のルールでは不十分であろうが、成熟したルールになるように修正を加えながら、努力すべき。	努力目標が示されている
54-1	学長	管理		ルール化		大学において兼業を行う場合のルール、施設、備品等の使用制限等を明確にすべきであるとする。	
55-1	教授	教育・研究					
55-2	部長等の長	コーディネイション	教員の裁量			今後は全て国費による備品とは限らないので、益々裁量にまかせるべき。	
55-3	研究協力部/部課長	研究協力事務	ルール化				

事例6 (その2)

整理番号	回答者		織田教授の選択			事例6 (その2) : コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する 兼業と公的便宜使用の関係についてどう考えるか等に 関連したコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員量の	ルール化	その他		
57-1	研究協力部/部課長	管理		ルール化			
57-2	部長等の長	コーディネーション		ルール化			
57-3	学長	管理		ルール化			
57-4	副学長	管理		ルール化			
57-5	副学長	管理		ルール化			
57-6	部長等の長	管理	教員の裁量			特にヒドイ問題が生じてくれば、ルール化も必要であろう。	程度問題
57-7	助教授	コーディネーション		ルール化		ルール化を検討すべきですが、細かなルールを決めても守っているか検証することはきわめて困難です。現実的には割いて期限のルール(ガイドライン)を決めて裁量に任せることになると思います。	実効面への疑問
58-1	教授	技術移転業務		ルール化		全てはルールを明確にしておくことにかけていると思う。大学ごとに定めるべき。ルールも決めていないのに周りがとやかく言うのはおかしい。	
58-2	部長等の長	管理		ルール化		現在、多少ルール化されている。	現在のルール要検討
59-1	助教授	コーディネーション		ルール化			
59-2	部長等の長	管理		ルール化			
59-3	副学長	管理		ルール化			
59-4	助教授	コーディネーション	教員の裁量			業績として判断出来るものがあればよい。	?
59-5	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
59-6	教授	教育・研究		ルール化			
59-7	教授	教育・研究	教員の裁量			ルール化は必要と考えるが、研究費の充実に対する協力費の負担でその面は解消されている。	具体的解決策の一つ
59-8	教授	教育・研究		ルール化			
59-9	部長等の長	管理		ルール化			
59-10	部長等の長	管理		ルール化			
60-1	助教授	教育・研究		ルール化			
60-2	教授	教育・研究		ルール化		ルールがあればそれを尊重する。	
60-3	教授	教育・研究	教員の裁量				
61-1	助教授	教育・研究		ルール化			
61-2	部長等の長	教育・研究		ルール化			
61-3	部長等の長	管理		ルール化			
61-4	助手	教育・研究	教員の裁量			明文化は、産学の交際ルールを見ても難しいことが判る。TL0のような事務部門の「眼」が教員の現業を観察できない	

事例6 (その2)

整理番号	回答者		織田教授の選択			事例6 (その2) : コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する 兼業と公的便宜使用の関係についてどう考えるか等に 関連したコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員量の	ルール化	その他		
61-5	学長	管理		ルール化			
61-6	部長等の長	教育・研究		ルール化			
61-7	部長等の長	管理		ルール化			
61-8	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
61-9	部長等の長	教育・研究		ルール化		ルール化しても区別が困難な場合が生じると思われるが、一定の目安を示すべきである。	妥当なところか
62-1	学長	管理	教員の裁量				
62-2	助教授	コーディネーション		ルール化			
63-1	部長等の長	教育・研究		ルール化		奨学金等の一部を提出するなど、ルールを確立すればよい。	
63-2	助教授	教育・研究	教員の裁量				
63-3	部長等の長	管理	教員の裁量				
63-4	副学長	教育・研究		ルール化		透明性の確保が大切。	
64-1	学長	管理		ルール化			
64-2	教授	教育・研究		ルール化			
64-3	副学長	管理		ルール化			
64-4	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
64-5	教授	教育・研究				現在の大学は公費で支払うべき内容でも私費によらざるを得ない部分が多々あり、帰宅をして公務を取ることもある。区別は実質難しい。それより成果の公開を義務付けることで対処すべき。	この認識が根強い
64-6	副学長	管理	教員の裁量			説明の義務はある。	
64-7	部長等の長	管理		ルール化			
64-8	部長等の長	教育・研究	教員の裁量				
65-1	学長	管理		ルール化			
65-2	部長等の長	教育・研究		ルール化			
65-3	助教授	コーディネーション		ルール化			
65-4	教授	教育・研究		ルール化		明らかに必要である。事例は国有特許である。	国有特許要検討
65-5	教授	教育・研究		ルール化			
65-6	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
66-1	教授	コーディネーション		ルール化		ルールを明確化するとともに、個々の研究者の研究経費利用状況がガラス張りになっている事も必要。そうしないと、まわりの研究者が納得できないだろう。	同僚からの非難の可能性があるので透明性が必要と指摘

事例6 (その2)

整理番号	回答者		編田教授の選択			事例6 (その2) : コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する 兼業と公的便宜使用の関係についてどう考えるか等に 関連したコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員量の	ルール化	その他		
66-2	助教授	コーディネーション		ルール化		現在、本務の通信費用を兼業等予算から支給させられている。	?
67-1	研究協力部/課・産学連携担当	研究協力事務		ルール化			
67-2	教授	教育・研究		ルール化		ルール化すべきであろうが、そういう事例がほとんどない。	
67-3	助教授	教育・研究		ルール化			
67-4	教授	教育・研究		ルール化		今後はルールを作るべきである。事例が増えてからでも良いのでは。あまりにしばると活気が出ない。	
68-1	副学長	管理		教員の裁量		基本的なルールのもとに教員の裁量に委ねればよい。	
68-2	副学長	管理		ルール化			
68-3	部長長等の長	教育・研究		ルール化			
68-4	教授	教育・研究				兼業は「本務に支障なく」「本務に役立つ」「社会的価値があり」「余人を以って替えられないという要請がある」ことが前提となっています。これは概して、同一人格であり教員の行動を、従事する内容(本務と兼業)により"峻別"できないという前提ではないでしょうか。	コメントの出典を調査すべき
69-1	副学長	管理		ルール化			
69-2	教授	管理		教員の裁量		コンサルティング業務は就任できぬルールを。共同研究をすれば良い。	
69-3	助教授	コーディネーション		教員の裁量			
69-4	部長長等の長	教育・研究		ルール化		同時に、大学は一定のover headをとるべきである(これもルール化の一環かもしれませんが)	解決策の一つ
69-5	研究協力部/課部長	研究協力事務		ルール化		兼業に頼りすぎると教育部分が脱落するなど本務がどこまでか根本的な意識が必要。	
70-1	副学長	教育・研究		ルール化			
70-2	部長長等の長	教育・研究		ルール化			
70-3	助教授	コーディネーション		ルール化			
70-4	部長長等の長	教育・研究			その他	けじめをつけるべき。	
71-1	副学長	管理		ルール化		ガイドラインあるいはルール化の検討が必要であろう。	
71-2	研究協力部/課部長	研究協力事務		ルール化			
71-3	助教授	コーディネーション		教員の裁量		ルール化してもそれに従っているかチェックすることは困難であると考えられる。	
71-4	部長長等の長	管理		教員の裁量		ルール化は事実上不可能ではないか?	
71-5	部長長等の長	教育・研究		教員の裁量		ルール化は難しいであろう。	
71-6	教授	教育・研究			その他	程度の問題であるが、本人の認識を確たるものとする。	
71-7	教授	教育・研究		ルール化			
72-1	研究協力部/課部長	研究協力事務		ルール化			
72-2	部長長等の長	管理		ルール化			

事例6 (その2)

整理番号	回答者		編田教授の選択			事例6 (その2) : コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する 兼業と公的便宜使用の関係についてどう考えるか等に 関連したコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員量の	ルール化	その他		
72-3	学長	教育・研究		ルール化		本務と兼業は識別するのに困難な部分がある。ぜひともルール化が必要である。	
72-4	助教授	教育・研究		教員の裁量		ルール化することは、活性度を低下させる恐れがある。	教員の誇りとの関係か
73-1	教授	教育・研究		教員の裁量		基本的には全て当事者の裁量で判断すべきで、その責任も当事者のみが負うべきである。	
73-2	助教授	コーディネーション		教員の裁量			
73-3	部長長等の長	教育・研究		教員の裁量			
73-4	教授	コーディネーション		ルール化		裁量は問題がある。ルール化すべきだが禁止や制限でなく、一定比率をかけて徴収するなど金銭処理ができるルールとす	
74-1	部長長等の長	管理		ルール化			
74-2	助教授	教育・研究		ルール化			
74-3	助手	教育・研究			その他	学内に審査機構をもうけ、速やかな審査の後、使用の可否を決定する。	
74-4	教授	教育・研究			その他	ルールが是非必要。	
74-5	助手	教育・研究		ルール化		大学のコンサルティング事業とすれば良い。	法人化とあわせて一つの可能性
74-6	教授	教育・研究		教員の裁量			
74-7	部長長等の長	管理		教員の裁量			
74-8	教授	教育・研究		ルール化		In some respects, the regulations should be less rigid than they are now. For example, some consultation during normal working hours should be permitted. Stock holdings should be permitted provided they are reported. Limitations on consultation income probably should be increased so that faculty members can more than double their civil servant income provided there is full reporting. Most importantly, faculty members should be obligated to report consulting activities and income; and a university official (reporting directly to the university president or center/faculty director) should be responsible for ensuring that situations do not arise where scientific objectivity and educational goals are compromised. (ある面においては規制は現在よりも緩やかにすべきである。例えば、コンサルタントのための兼業の一部は勤務時間内でも許されるべきである。報告することを前提に、株式保有は許されるべきである。逐一報告することを前提に、教員が国家公務員の給与を倍増できるよう、コンサルタント収入の上限を上げるべきである。最も重要なのは、教員にコンサルタント活動と収入に関する報告を行うことを義務づけ、前述の学長等に直接責任を持つ大学の職員が科学の客観性と教育使命が損なわれるような状況が発生しないよう責任を持つべきである。)	兼業収入の報告の義務付けを示唆
75-1	部長長等の長	教育・研究		ルール化			
76-1	学長	管理		ルール化			

事例6 (その2)

整理番号	回答者		織田教授の選択			事例6 (その2) : コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する 兼業と公的便宜使用の関係についてどう考えるか等に関連したコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員量の	ルール化	その他		
78-1	副学長	管理		ルール化			
78-2	部長長等の教	管理		ルール化			
78-3	助教授	コーディネーション		ルール化			
78-4	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
78-1	助手	教育・研究		ルール化			
78-2	助手	教育・研究	教員の裁量				
78-3	副学長	管理		ルール化			
78-4	副学長	教育・研究	教員の裁量			教員の行動が社会正義に反しない限り。	
78-5	研究協力部/課・定学連携担当	研究協力事務	教員の裁量				
78-6	部長長等の教	管理	教員の裁量				
78-7	部長長等の教	教育・研究		ルール化			
78-8	教授	コーディネーション		ルール化		教官の行動の記録・備品等の使用記録等をめんどろでもつくり実例を元にガイドライン化。	
78-9	部長長等の教	管理		ルール化		ルールの明確化(欧米の国々のような)が必要である。	
78-10	教授	教育・研究		ルール化		社会意識に見合うルールを明記した方がむしろ活性化につながると思う。	
78-11	助教授	教育・研究		ルール化			
78-12	教授	教育・研究		ルール化			
78-13	助教授	教育・研究		ルール化		制度の整備が必要。ただし、研究発展の芽をつまないよう十分論議すべき。	
78-14	助手	教育・研究	教員の裁量				
78-15	助教授	教育・研究		ルール化			
78-16	助教授	教育・研究		ルール化			
81-1	部長長等の教	教育・研究		ルール化			
81-2	教授	コーディネーション		ルール化			
81-3	部長長等の教	教育・研究	教員の裁量			疑いを問われたとき、教官が明確な答弁が出来るようにしておくべきである。	利益相反のガイドラインの性格を指摘
81-4	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
81-5	部長長等の教	管理	教員の裁量				
81-6	教授	コーディネーション	教員の裁量			この程度のことは各研究者の判断。	
81-7	教授	教育・研究		ルール化			
81-8	教授	コーディネーション					

事例6 (その2)

整理番号	回答者		織田教授の選択			事例6 (その2) : コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する 兼業と公的便宜使用の関係についてどう考えるか等に関連したコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員量の	ルール化	その他		
83-1	副学長	コーディネーション		ルール化		仕分けは非常に難しいと思われる。ただ、余りに制限的である規則を定めてしまうと、研究の活性を奪う。	
85-1	副学長	管理		ルール化			
85-2	研究協力部/部課長	研究協力事務	教員の裁量				
85-3	教授	教育・研究		ルール化			

TLO 関係者（事例 6 - その 2 ）

事例6 (その2)

整理番号	回答者 職責	織田教授の選択			事例6-2：コンサルティング兼業に 大学の施設や公的便宜を使用する	備考 (プロジェクト によるメモ)
		教員の 裁量	ル ー ル 化	そ の 他		
1	研究協力 部/課・ 産学連携 担当		ルール 化		兼業に公的便宜を使用することに関連したコ メント	私学系で兼業の 議論はこれまで あまりなかった との指摘
2	TLO役員			その他		
3	TLO役員		ル ー ル 化			
4	TLO役員	教員の 裁量			一度、研究成果による社会貢献実現にふれる ことも必要であると思う。	
5	教授	教員の 裁量				
6	TLO役員			その他	程度の問題。	
7	TLO職員		ル ー ル 化		「ルールがない」ということは「何をやって もいい」と同じことになる。	
8	TLO職員		ル ー ル 化			
9	TLO職員	教員の 裁量				
10	TLO役員		ル ー ル 化			
11	TLO役員	教員の 裁量				
12	TLO職員		ル ー ル 化			
13	TLO職員	教員の 裁量				
14	TLO職員		ル ー ル 化			
15	TLO職員		ル ー ル 化		個別に判断するのは手間と時間を要し、効率 が悪いので、所定のオーバーヘッドを取るな ど、一般化したルールを決めるのがよいと考 えます。	一つの解決法
16	TLO職員		ル ー ル 化		常識を超える行為を禁止する趣旨のルール化 を検討すべきである。	
17	TLO役員			その他	学内の備品や通信手段を私的(兼業)に使用 し、その結果個人収入を得るのでは国民の理 解が得られない。	
18	TLO役員		ル ー ル 化			
19	その他		ル ー ル 化			
20	TLO職員		ル ー ル 化			

事例6 (その2)

整理番号	回答者 職責	織田教授の選択			事例6-2：コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する 兼業に公的便宜を使用することに関連したコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
		教員の裁量	ルール化	その他		
1	金融(協会)専務理事		ルール化			
2	製造(電機)研究開発本部長		ルール化			
3	製造(窯業)研究開発本部長		ルール化			
4	製造(電機)常務取締役		ルール化		第三者の目で、本務と兼業が明確に区別・実行されている形態を構築するためのルールの制定が必要である。	
5	製造(医薬)研究情報部長		ルール化			
6	製造(精機)開発部長		ルール化		何事にもけじめは必要。	
7	製造(輸送)技術研究所総務グループ長		ルール化		特定の企業の利益に通じる活動は問題。大学が公的資金で賄われていれば、なおさらである。このケースの場合、大学教授の公的活動以外の行動を規定する法令等が必要。また、奨学寄附金と共同研究の明確な定義も必要。	
8	サービス(設計)統括部長		ルール化			
9	サービス(デザイン)技術統括室長		ルール化			
10	製造(繊維)企画部長			その他	教員の意識レベルが低いのであれば、明確なルール作りが必要であろう。	
11	製造(電機)企画推進室主事			その他	高額な実験設備を兼業のために使用するケースなどは問題があると思います。原則は、切り分けるべきで通信手段などどうしても切り分け不可能であれば、一定のルールを設けるべきでしょう。	
12	製造(電機)研究所		ルール化		当然のこと。企業では基本的に個人兼務は禁止されている。	
13	製造(機械)相談役		ルール化		奨学寄附金は前項のように問題あり。共同研究や受託研究は問題が少ないと考える。コンサルタント業務は共同研究/受託研究業務の規定に準じてルール化を図るべき。	
14	基盤(電力)役員		ルール化		備品などは金額的にも問題は小さいが、そのルール化を利用して、厳格な兼業ルールを定着させるべき。	
15	製造(繊維)技術部長		ルール化		時間や学内での行動は本来すべて公的なもの。ルール化が必要。	
16	基盤(通信)技術部長		ルール化		外部から不信を招かないように厳密にルール化するべきだと思う。	
17	基盤(鉄道)		ルール化			

事例6 (その2)

整理番号	回答者 職責	織田教授の選択			事例6-2：コンサルティング兼業に大学の施設や公的便宜を使用する 兼業に公的便宜を使用することに関連したコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
		教員の裁量	ルール化	その他		
19	製造(樹脂)企画担当部長		ルール化			
20	製造(機械)常務取締役		ルール化		柔らかいルールの設定と運営	
21	製造(繊維)研究企画部主席部員		ルール化			
22	製造(医薬)室長		ルール化			
23	金融(証券)部長		ルール化		セーフハーバールールを作っておかないと誰もこわがって思いきったことが出来ないと考えます。	
24	基盤(鉄道)技術部マネージャー		ルール化			
25	製造(電機)企画部長		ルール化			
26	製造(鉄鋼)開発企画部次長		ルール化		先生の自宅を事務所として、コンサルタントを行うなど、大学とは一線を画した対応が必要と考えます。	
27	製造(化学)技術部企画室主席		ルール化		書面化、文書化でき便宜の区分をルールとして決めないと、法的な対応手段(ちゃんと言っていること)が全くなしですすめることになる。文書主義の徹底。	
28	製造(機械)取締役技師長		ルール化		ルール化は必要。但し教員の裁量で判断してもいい項目(内容)があれば、それも明記してルール化する。	
29	製造(精機)研究部次長	教員の裁量				
30	製造(医薬)取締役研究開発本部長		ルール化		公的業務とコンサルティング業務は可能な限り区別する必要がある。また、本業の公平性を確保するために、審査機関を設け、ルール化を検討すべきである。	
31	基盤(建設)専務取締役		ルール化		収入が半々になる位の関与度では時間も施設も全く区別して考えることは出来ない。	妥当な指摘
32	基盤(土木)事業企画室課長	教員の裁量				
33	製造(医薬)研究計画推進部担当部長		ルール化		疑惑を招くもとなるのでルール化しておけば研究者も対処しやすいのではないかと。ただし余り厳しい規定は活性化を阻害するので、工夫は必要である。	
34	製造(電機)専務取締役		ルール化		簡素にして裁量で運営することが望ましい。	
35	基盤(ガス)企画部課長		ルール化		公的便宜を越えるような活動であるかどうかをチェックする仕組みは必要ではないか。	